

一般社団法人日本野菜協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本野菜協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議に基づき、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、地域における需要に応じた業務用青果物の生産推進を図るとともに、国産原材料供給力強化対策事業による支援の活用を通じ、産地から食品製造業者までの一貫した供給経路を構築し、供給経路に重要な役割を担う加工業者の育成及び機能強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1．野菜・果物の生産、加工、流通、販売に関する調査研究
- 2．野菜・果物の生産、加工、流通、販売に関する人材の育成
- 3．野菜・果物の生産、加工、流通、販売に関する研修及び指導
- 4．野菜・果物の生産、加工、流通、販売に関する情報の収集及び提供
- 5．野菜・果物の生産、加工、流通、販売に関する関係官庁、関係団体への協力・支援
- 6．野菜・果物の生産、加工、流通、販売発展のための仕組みの形成、整備、運用及びこれらの支援
- 7．国民に対する野菜・果物についての啓蒙、広報活動
- 8．会員が使用する機械器具、消耗資材、衛生資材及び建築資材の購買代行業
- 9．経営コンサルタント業
- 10．事業用車輛のリースに関する代行業
- 11．ETCカード等に関する事務代行業
- 12．会員の事業に関する経営・技術の改善向上を図るための教育及び情報提供
- 13．当法人の事業に関する知識普及を図るための教育及び情報提供
- 14．福利厚生に関する事業
- 15．外国人技能実習生共同受入事業及び事業に係る職業紹介業

- 16．外国人建設就労者受入事業及び事業に係る職業紹介事業
- 17．損害保険代理店業
- 18．前各号に附帯又は関連する一切の事業

（公告の方法）

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

（規則）

- 第5条 当法人は、この定款に基づき、及びこの定款を施行するために必要な事項について、規則を定めることができる。
- 2 規則の制定及び改廃は、社員総会（第14条第1項に規定する通常総会または臨時総会をいう。以下同じ）の決議によるものとする。

第2章 会 員

（呼称及び構成員の種別）

- 第6条 当法人の社員は、会員と称する。
- 2 当法人に次の会員を置く。
- （1）正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - （2）準会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 3 第2項（1）に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（経費の負担）

- 第7条 正会員及び準会員は、当法人が行う事業活動について経常的に発生する費用（以下「経費」という）を負担する。
- 2 当法人は、正会員及び準会員から会費を徴収し、これを経費に充当する。
- 3 前項の会費の額、会費を徴収する時期、方法その他会費の徴収事務に関して必要な事項は、規則で定める。

（入会）

- 第8条 当法人に入会しようとする者（以下「入会希望者」という）は、規則の定めるところにより入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。
- 2 理事会は、入会希望者が次に掲げる者のいずれかに該当すると認めたときは、その入会を承認しないことができる。
- 一 法人でない団体

- 二 法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
 - 三 当法人または当法人が所属し、加盟し、または賛助する団体から除名された者
 - 四 前条の定めるところにより経費を負担する資力がない者またはその負担を拒む者
 - 五 故意または重大な過失により、当法人もしくは当法人の他の社員に損害を与え、またはそのおそれのある者
 - 六 前各号に掲げる者のほか、社員となることにより当法人の他の社員に共通する利益を著しく害するおそれのある者
- 3 入会希望者は、第1項の承認を得、事務局によって会費の納入が確認された時点で会員の資格を得るものとする。

（退 会）

- 第 9 条 会員は、規則の定めるところにより、当法人を退会する旨の届出（以下「退会届」という）をすることができる。
- 2 退会届を提出した会員は、当該届出のあった日の属する事業年度の末日をもって、当法人を退会する。ただし、やむを得ない事情があるときは、その事情を明らかにして、直ちに退会することができる。

（除 名）

- 第 10 条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- 一 法令または当法人の定款、規則もしくは社員総会の決議に違反する行為その他の非違行為があったとき。ただし、違反の程度が軽微であるときを除く。
 - 二 第8条第2項第一号から第六号までに掲げる者のいずれかに該当したとき。
- 2 前項の決議は、第16条第2項の規定により行わなければならない。この場合において、決議に特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができないものとする。
- 3 当法人は、第1項の社員総会において除名しようとする社員に対し、同項の決議を行う前に、弁明の機会を与える。この場合において、相当と認めるときは、議長は、補佐人（通訳を含む）の同席及びその発言を許すことができる。
- 4 前項の規定により弁明をする社員は、同項の補佐人（通訳を除く）として社員以外の者を同席させることができない。

(会員資格の喪失)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- 一 退会したとき
 - 二 第 7 条第 2 項の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき
 - 三 総正会員が同意したとき
 - 四 会員である団体が解散したとき
 - 五 除名されたとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(届 出)

- 第 12 条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その呼称、所在地及び代表者氏名）に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

(社員名簿)

- 第 13 条 社員名簿（当法人が法人法の定めるところにより作成する名簿をいう。以下同じ）は、電磁的記録をもって作成する。

第 3 章 社 員 総 会

(総会の種別等)

- 第 14 条 当法人の社員総会は、すべての正会員により構成されるものとし、次に掲げる区分に応じ、通常総会または臨時総会と称する。
- 一 通常総会 法人法に規定された定時社員総会
 - 二 臨時総会 前号の定時社員総会以外の社員総会
- 2 社員総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

- 第 15 条 社員総会は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、規則の定める順序に従って、他の理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、

会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。
- 4 総会の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、総会の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

（総会の議決方法等）

- 第 16 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - （1）定款の変更
 - （2）当法人の解散
 - （3）会員の除名
 - （4）監事の解任
 - （5）役員等の責任の一部免除
 - （6）その他法令で定められた事項
 - 3 正会員は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、各1個の議決権を有する。

（社員総会の権限）

- 第 17 条 社員総会は、この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- （1）事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事
 - （2）事業報告及び収支決算に関する事
 - （3）諸規定の制定及び改廃に関する事
 - （4）地域における需要に応じた業務用青果物の生産推進事業の実施方針に関する事

（社員総会の決議の省略）

- 第 18 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（社員総会への報告の省略）

- 第 19 条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しな

いことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

- 第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会に出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第 4 章 役 員

（理事、監事の員数）

- 第 21 条 当法人は、理事 3 名以上、監事 1 名以上を置く。

（理事）

- 第 22 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員として選任された理事は、当該退任した理事又は現任理事の任期の満了時に退任するものとする。
- 4 理事は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の理事が就任するまでの間は、なお職務を行うものとする。
- 5 社員総会が理事を選任する場合には、理事会の意見を参考にすることができる。

（会長その他の役付理事等）

- 第 23 条 当法人は、会長 1 名、副会長 1 名を置く。
- 2 第 1 項に掲げる者は、理事会の決議により、理事の中から選定しなければならない。
- 3 当法人は、第 1 項に掲げる会長をもって、法人法に規定された代表理事とする。
- 4 第 1 項に掲げる者の権限については、規則にて定めるものとする。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表する。

(監事)

- 第 25 条 監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事は、当該退任した監事又は現任監事の任期の満了時に退任するものとする。
- 4 監事は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の監事が就任するまでの間は、なお職務を行うものとする。
- 5 社員総会が監事を選任する場合には、理事会の意見を参考にすることができる。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

- 第 27 条 当法人は、理事及び監事を社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

- 第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(理事及び監事の責任の一部免除又は限定)

- 第 29 条 当法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額

とする。

第5章 理 事 会

（構成）

- 第 30 条 当法人に、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

- 第 31 条 理事会は、次の職務を行う。
（１）当法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長の選定及び解職

（種類及び開催）

- 第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の２種類とする。
2 定時理事会は、毎事業年度４回以上開催する。
3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき
（２）会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
（３）前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
（４）法人法第１０１条第２項又は第３項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

- 第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3 前条第３項第３号による場合は、理事が、前条第３項第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
4 会長は、前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

- 第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 計 算

(財産の種別)

- 第 39 条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事

- 会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

- 第 40 条 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。ただし、基本財産である不可欠特定財産にあっては、社員総会の承認を受けなければならない。

（財産の管理及び運用）

- 第 41 条 当法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定めるものとする。

（会計の原則）

- 第 42 条 当法人は、第 3 条に掲げる事業の内容に応じ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業年度）

- 第 43 条 当法人の事業年度は、年 1 期とし、毎年 1 月 1 日に始まり、1 2 月 3 1 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

- 第 44 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- （ 1 ）事業報告
 - （ 2 ）事業報告の附属明細書
 - （ 3 ）貸借対照表
 - （ 4 ）損益計算書（正味財産増減計算書）
 - （ 5 ）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明

細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の配当)

- 第 46 条 当法人は、社員（社員の相続人、吸収合併その他の組織再編行為により社員の権利及び義務の全部を承継した者ならびに社員が行う事業の全部を譲り受けた者を含む）に対し、剰余金の配当をすることができない。

(残余財産の帰属)

- 第 47 条 当法人の残余財産の分配を受ける者ならびにその者が分配を受ける財産の種類及びその価額は、社員総会の決議をもって定める。この場合において、社員総会は、次に掲げる者以外の者に対して残余財産の分配をする旨の決議をすることができない。
- 一 国または東京都もしくはその域内にある市区町村
 - 二 公益社団法人であって当法人が行う事業の全部または一部と同一または類似の事業を行うもの

第 7 章 事務局等

(事務局)

- 第 48 条 社員総会及び理事会の決定にもとづき、当会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 当会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
 - 3 事務局長・会計責任者は、理事長が指名する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 49 条 当法人は、主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他規則に基づく書類及び帳簿

第 8 章 準拠法

第 50 条 この定款(第 5 条の規則を含む)に定めのない事項は、法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 1 条 当法人の設立時社員は、次に掲げるとおりとする。

埼玉県深谷市上柴町西二丁目 19 番地 7

設立時社員 中 野 亘

茨城県ひたちなか市平磯町 5 番地

設立時社員 関 孝 範

神奈川県川崎市宮前区土橋二丁目 14 番地 3

鷺沼シティハウス

設立時社員 矢 野 良 一

茨城県土浦市木田余東台二丁目 8 番 30 号

設立時社員 永 沼 博 明

茨城県古河市静町 31 番 16 号

設立時社員 松 尾 雷 太

奈良県橿原市内膳町五丁目 3 番 2 - 701 号

ピアッツァコート八木駅前

設立時社員 高 瀬 雅 庸

東京都八王子市別所一丁目４番地１
２－８０１
設立時社員 米 田 俊 一

茨城県水戸市大塚町１０４７番地
設立時社員 久信田 清 人

（設立時理事、監事、代表理事）

第 ２ 条 当法人の設立に際して理事、監事、代表理事は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 設立時理事の氏名

設立時理事 中 野 亘
設立時理事 関 孝 範
設立時理事 矢 野 良 一
設立時理事 永 沼 博 明
設立時理事 松 尾 雷 太
設立時理事 高 瀬 雅 庸

二 設立時監事の氏名

設立時監事 米 田 俊 一
設立時監事 久信田 清 人

三 設立時代表理事の氏名及び住所

埼玉県深谷市上柴町西二丁目１９番地７
設立時代表理事 中 野 亘

（最初の事業年度）

第 ３ 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成３１年
１２月３１日までとする。

以上、一般社団法人日本野菜協会を設立するため、設立時社員中野亘、同 関孝範、同 矢野良一、同 永沼博明、同 松尾雷太、同 高瀬雅庸、同 米田俊一、同 久信田清人の定款作成代理人である司法書士法人コスモ 代表社員山口里美は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成30年12月3日

設立時社員 中 野 亘

設立時社員 関 孝 範

設立時社員 矢 野 良 一

設立時社員 永 沼 博 明

設立時社員 松 尾 雷 太

設立時社員 高 瀬 雅 庸

設立時社員 米 田 俊 一

設立時社員 久信田 清 人

上記定款作成代理人

東京都中央区八重洲二丁目6番21号

司法書士法人コスモ

代表社員 山 口 里 美